

(様式2)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	静岡県伊東市

## 伊東市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 静岡県伊東市役所産業課  
所在地 静岡県伊東市大原二丁目1番1号  
電話番号 0557-32-1731 (直通)  
FAX番号 0557-38-2867  
メールアドレス sangyou@city.ito.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、ハクビシン、アナグマ、ニホンザル、カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	静岡県伊東市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	稲	—	—
	果樹	855	280
	飼料作物	—	—
	野菜	155	35
	いも類	43	10
	工芸作物	—	—
	その他	—	—
	小計	1,053	325
ニホンジカ	稲	—	—
	果樹	200	66
	野菜	45	10
	いも類	—	—
	工芸作物	—	—
	その他	—	—
	小計	245	76
台湾リス	果樹	30	1
	野菜	—	—
	その他	—	—
	小計	30	1
ハクビシン	雑穀	—	—
	果樹	157	51
	野菜	—	—
	いも類	—	—
	小計	157	51
アナグマ	被害なし	被害なし	
	小計	0	0
ニホンザル	被害なし	被害なし	
	小計	0	0

カラス	果樹	357	117
	野菜	31	4
	小 計	388	121
ヒヨドリ	果樹	346	113
	野菜	9	2
	小 計	355	115
スズメ	被害なし	被害なし	
	小 計	0	0
カルガモ	被害なし	被害なし	
	小計	0	0
合 計		2,228	689

## (2) 被害の傾向

### ① イノシシ

4月から5月にかけて、タケノコへの被害が多く、8月から10月にかけて、いも類への被害が多い。宇佐美地区の樹園地においては、柑橘類の被害が集中している。一団地で耕作をしている宇佐美、十足及び池地区においては、稲作、柑橘、いも類等の被害が顕著である。

また、ミミズや草の根を採餌する際に、一緒に斜面の土や緑花木の根、石垣等を掘り起こしてしまう被害や、住宅地での目撃情報及び家庭菜園での被害が増加しており、生活安全面を危惧した相談が絶えない。

### ② ニホンジカ

被害は、年間を通して発生しており、樹園地における柑橘類の被害が顕著である。水田を荒らすなどの被害も発生している。

また、伊豆スカイライン付近で通行車との接触事故も多いほか、食害による森林の植生破壊や土砂崩れなども懸念されており、農作物以外の被害も問題となっている。

### ③ タイワンリス

平成24年度から積極的な捕獲を開始してから、被害は徐々に減少傾向にあるが、依然として生息密度は高い。南部地域での柑橘類への被害が主だったが、近年では北部にまで生息範囲が広がっており、今後市内全域での柑橘類被害が心配される。

また、電線や電話線の食いちぎり被害等、農作物以外の被害も多岐にわたって発生している。

### ④ ハクビシン

市内全域で畑や樹園地において、トウモロコシ、すいか、柑橘類等の被害が発生している。実が成熟するにつれて被害が拡大する傾向にある。

また、民家での目撃情報や屋根裏や縁の下へ侵入することによる、糞尿汚染等、農作物以外の被害報告も多発している。

### ⑤ アナグマ

アナグマによる農作物被害は報告されていないが、市内において目撃情報が多数あり、家庭菜園での被害情報も寄せられている。今後の農作物への被害拡大が

懸念される。

⑥ ニホンザル

伊東市内においてニホンザルが住み着いているという状況は確認されていないが、隣接する市町に生息していると思われるニホンザルが群れからはぐれて迷い込んでくることがある。迷い込むと市内を移動しながら、トウモロコシ、すいか、かぼちゃ、柑橘類等の農作物に被害を与える恐れがある。

また、住宅地域に長く居座ることによって人馴れし、威嚇するようになる等、人的被害も懸念される。

⑦ 鳥類（カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ）

主に、宇佐美地区における温州ミカン、ポンカン、ニューサマーオレンジなどの果樹被害や、池及び十足地区における水稲被害、野菜に対する被害が発生している。天候に恵まれないなどの理由から、水稲の刈入れが遅れた年は、スズメによる食害の影響を大きく受ける傾向があり、収穫量が激減することもある。被害が少ない年もあるが、被害が多い年においては、市内全域で農作物被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
イノシシ	1,053	325	947	292
ニホンジカ	245	76	220	68
タイワンリス	30	1	27	1
ハクビシン	157	51	141	45
アナグマ	0	0	0	0
ニホンザル	0	0	0	0
鳥類 （カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ）	743	236	668	212
計	2,228	689	2,003	618

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する	農家の作物被害に関しては、農協が中心となり、田方猟友会伊東分会及び伊東わなの会が連携して、銃器・わなを用いて対策を講じている。民家におけるタイワンリス、ハクビシン、イノシシ及びニホンジカによる被害については、田方猟友会伊	伊東わなの会の活発な活動により、農家のわな免許取得者が増加し、積極的な捕獲が実施されている反面、田方猟友会伊東分会は、高齢化により、銃による捕獲の担い手が減少している。わなにかかった獲物を、銃器を使用せずに安全に止める方法及び技術の習得、普及が必要で

取組	東分会及び伊東わなの会に協力を得ながら、伊東市鳥獣被害対策実施隊（市職員）が箱わなでの捕獲を実施している。	ある。 また、現在の猟友会員が在籍している今のうちに、技術を継承する若い担い手を確保することが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会が主体となり、適正な設置及び管理のための研修会を開催している。 また、農協が市などからの補助金を活用し、防護柵設置者に対し補助を行っている。	小規模・分散化した農地所有形態が多いことから、複数の農業者のほ場をまとめて囲むような防護柵の設置が難しいため、国の補助金の活用が難しい。 また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、緩衝帯の整備、餌付け行為の禁止等について、農林業者をはじめ、一般市民や観光関連業者等を対象に周知する必要がある。

#### （５）今後の取組方針

<p>伊東市における令和元年度の対象鳥獣の被害金額は2,228千円、被害面積は689aとなっている。</p> <p>主な被害としてイノシシによる基幹作物である柑橘類、野菜等農作物への被害、ニホンジカ、タイワンリス、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモによる稲、柑橘類への被害などが挙げられる。</p> <p>伊東市では被害防止計画を策定するにあたり、令和5年度の被害軽減目標を令和元年度の被害数値を対象鳥獣ごとに概ね10%減とし、合計被害金額 2,003千円、被害面積618aとした。</p> <p>近年、農業者の努力により防護柵の普及が進み、また、市内の捕獲従事団体の協力の下、捕獲圧も高まってきたが、対策よりもその年の鳥獣の出没頻度に被害が左右されている。今後も防護柵の普及及び捕獲圧を強化する。</p> <p>市内の捕獲については、田方猟友会伊東分会が山林で銃による捕獲を実施し、伊東わなの会が農地でわなによる捕獲を実施し、伊東市鳥獣被害対策実施隊が民家付近で箱わなによる捕獲を実施する。それぞれが役割を担うことで市内全域の捕獲圧を高めていく。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### （１）対象鳥獣の捕獲体制

田方猟友会伊東分会	会 長：1名 副 会 長：5名 会 員 数：73名
-----------	---------------------------------

	活動方針：伊東わなの会との共同で市内の農地及び農林産物の被害軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲に努める。
伊東わなの会	会 長：1名 副 会 長：2名 会 員 数：68名 活動方針：有害鳥獣による市内の農地及び農林産物の被害軽減を図るため、地区会員並びに田方猟友会伊東分会と協力し、有害鳥獣の捕獲に努めるとともに捕獲技術の向上と会員相互の親睦を図る。
伊東市鳥獣被害対策実施隊 (伊東市産業課)	隊 長：1名(伊東市産業課長) 副 隊 長：1名(伊東市産業課農林水産係長) 隊 員 数：10名(伊東市産業課職員) 活動方針：有害鳥獣による市内の農地、農林産物及び生活環境被害の軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲及び追い払う活動に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 3年度	イノシシ ニホンジカ タイワンリス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、従来の捕獲機材に加え新規捕獲機材を積極的に導入し、効果的な捕獲体制を整備する。
	ニホンザル	頻繁に出没し被害が出る場合は、箱わなによる捕獲を実施する。
	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、田植え及び稲刈り時期に銃器による駆除を行う。
令和 4年度	イノシシ ニホンジカ タイワンリス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、従来の捕獲機材に加え新規捕獲機材を積極的に導入し、効果的な捕獲体制を整備する。
	ニホンザル	頻繁に出没し被害が出る場合は、箱わなによる捕獲を実施する。

	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、田植え及び稲刈り時期に銃器による駆除を行う。
令和 5年度	イノシシ ニホンジカ 台湾リス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、従来の捕獲機材に加え新規捕獲機材を積極的に導入し、効果的な捕獲体制を整備する。
	ニホンザル	頻繁に出没し被害が出る場合は、箱わなによる捕獲を実施する。
	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、田植え及び稲刈り時期に銃器による駆除を行う。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>依然として農作物への被害は他の有害鳥獣に比べて極めて多い、過去5年の捕獲頭数の実績（平成27年度 213頭、平成28年度 370頭、平成29年度 368頭、平成30年度 271頭、令和元年度 375頭）の平均値319頭及び上位（令和元年度 375頭）を参考に、捕獲計画数を350頭とする。</p> <p>② ニホンジカ</p> <p>伊豆地域では、他地域に比べ個体数の増加が顕著であり、農作物、森林等への被害が多大である。捕獲実績についても、他の有害鳥獣に比べて極めて高い。過去5年の捕獲頭数の実績（平成27年度 486頭、平成28年度 646頭、平成29年度 676頭、平成30年度 240頭、令和元年度 230頭、）の平均値455頭を参考に、近年の目撃情報の増加から、捕獲計画数を500頭とする。</p> <p>③ タイワンリス</p> <p>捕獲数は減少しているが、伊東市の南部地域を中心に、市内全域にわたりタイワンリスが生息している。柑橘をはじめ、特用林産物や森林の被害が増大しており、過去5年の捕獲頭数の実績（平成27年度 524頭、平成28年度 808頭、平成29年度 472頭、平成30年度 483頭、令和元年度 370頭、）の平均値531頭を参考に、令和3年度以降の捕獲計画数を500頭とする。</p> <p>④ ハクビシン</p> <p>伊東市全域に生息しており、農作物被害が多大である。その他、民家屋根裏に進入し、糞尿被害等の生活環境被害も増加している。年間を通して捕獲を実施しているが、捕獲実績が伸びにくい。過去5年の捕獲頭数の実績（平成27年度 33頭、平成28年度 51頭、平成29年度 67頭、平成30年度 61頭、令和元年度 38頭、）の</p>

平均値50頭を参考に、令和3年度以降の捕獲計画数を50頭とする。

⑤ アナグマ

近年、目撃情報が多数あり、家庭菜園での被害報告がある。今後、農作物への被害が懸念されることから、令和3年度以降の捕獲計画数を10頭とする。

⑥ ニホンザル

被害の状況はその年によって変わる。群れによる被害よりも、1～3頭のはぐれザルによる食害が目立つ。過去5年での捕獲実績は、令和元年度に1頭のみである。被害が深刻な場合は、箱わなを利用した対処捕獲と、爆竹やエアガン等を利用した追い払う活動を実施していく。

被害が予想される年度に捕獲を実施する計画として、令和3年度以降の捕獲計画数を1頭とする。

⑦ 鳥類（カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ）

稲の食害が深刻であるため、田植え及び稲の刈り入れ前に集中して銃による捕獲を実施してきた。今後も必要に応じて捕獲を実施するほか、追い払う活動も実施していく。近年の捕獲実績から令和3年度以降の捕獲計画数をカラス200羽、ヒヨドリ100羽、スズメ600羽、カルガモ50羽とする。

※ ①と②は銃器・わな、③はわな・空気銃、④と⑤は箱わな、⑥は銃器、⑦は銃器を用いて捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	350頭	350頭	350頭
ニホンジカ	500頭	500頭	500頭
台湾リス	500頭	500頭	500頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
ニホンザル	1頭	1頭	1頭
カラス	200羽	200羽	200羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽
スズメ	600羽	600羽	600羽
カルガモ	50羽	50羽	50羽

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>銃器・わなを用いて4月1日から10月31日、翌年の3月16日から3月31日にイノシシ、ニホンジカ、台湾リス、ハクビシン、アナグマ、カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモを対象として対処捕獲を行うとともに、個体数の調整が必要となる場合は予察捕獲を行う。</p> <p>ニホンジカについては県の管理捕獲と連携し、より効果的な捕獲を実施する。</p> <p>ニホンザルについては、被害状況に応じて箱わなを利用した対処捕獲を実施しながら、爆竹やエアガンを利用した追い払う活動を実施していく。</p> <p>対象区域は伊東市内全域である。</p>
---

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>鳥獣被害対策実施隊においては、ライフル銃による捕獲等を実施しない。</p>
---

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	対象鳥獣については権限委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵200m	電気柵200m	電気柵200m

※ 農業協同組合が農家に対して実施している侵入防止柵設置補助事業に対する補助事業も併せて実施。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アナグマ	<p>あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材（くくりわな、箱わな等）の導入、わな免許新規取得者及び更新者の免許取得手数料等の補助を行い、狩猟者の確保と育成を図る。</p> <p>また、野生鳥獣の生態や農林業に対する被害対策の知識や技術に関する研修会を開催し、地域住民が主体となった守れる集落を作る。</p>
	ニホンザル	捕獲計画以外にも爆竹、エアガンを利用した追い払いを行う。

		また、野生鳥獣の生態や農林業に対する被害対策の知識や技術に関する研修会を開催し、地域住民が主体となった守れる集落を作る。
	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	稲穂収穫時期に合わせて、伊東市南部を中心に捕獲を行う。
令和 4年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材（くくりわな、箱わな等）の導入、わな免許新規取得者及び更新者の免許取得手数料等の補助を行い、狩猟者の確保と育成を図る。 また、野生鳥獣の生態や農林業に対する被害対策の知識や技術に関する研修会を開催し、地域住民が主体となった守れる集落を作る。
	ニホンザル	捕獲計画以外にも爆竹、エアガンを利用した追い払いを行う。
	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	稲穂収穫時期に合わせて、伊東市南部を中心に捕獲を行う。
令和 5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材（くくりわな、箱わな等）の導入、わな免許新規取得者及び更新者の免許取得手数料等の補助を行い、狩猟者の確保と育成を図る。 また、野生鳥獣の生態や農林業に対する被害対策の知識や技術に関する研修会を開催し、地域住民が主体となった守れる集落を作る。
	ニホンザル	捕獲計画以外にも爆竹、エアガンを利用した追い払いを行う。
	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	稲穂収穫時期に合わせて、伊東市南部を中心に捕獲を行う。

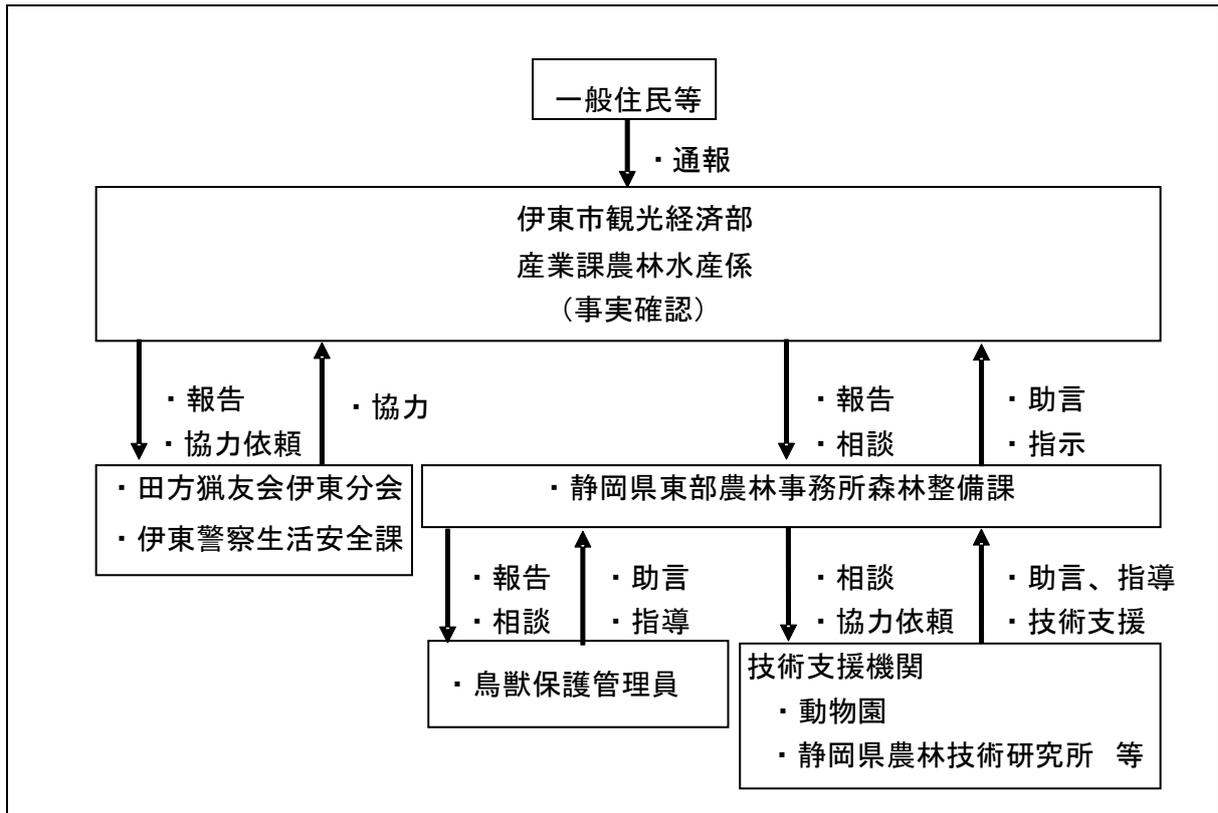
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊東市産業課農林水産係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実確認</li> <li>・ 各機関へ報告及び協力要請</li> <li>・ 現場対応</li> </ul>

田方猟友会伊東分会	・必要に応じて現場対応協力
鳥獣保護管理員	・現場対応立会い
伊東警察生活安全課	・必要に応じて協力
静岡県東部農林事務所森林整備課	・伊東市に対し助言、指示
技術支援機関（動物園、静岡県農林技術研究所等）	・必要に応じ助言、指導、技術支援

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。捕獲後の処分が従事者にとって大きな負担となっているため、運搬や処分についてのサポート体制を、あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して整備していく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市内食肉加工業者及び捕獲従事者との連携を図り、捕獲鳥獣の有効利用について推進していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会
--------	------------------

構成機関の名称	役割
伊東市産業課 (伊東市鳥獣被害対策実施隊)	協議会と連携し、有害鳥獣対策に関する事業を実施していく。 また、有害鳥獣捕獲及び追い払う活動を実施する。
熱海市観光経済課農林水産室	協議会と連携し、有害鳥獣対策に関する事業を実施していく。
あいら伊豆農業協同組合	協議会の事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を行う。
田方猟友会伊東分会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
田方猟友会熱海分会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
伊東わなの会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
熱海ワナの会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
静岡県農業協同組合中央会 東部支所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
静岡県東部農林事務所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
関東農政局静岡県拠点	オブザーバーとしてあいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
静岡県農林技術研究所	オブザーバーとしてあいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会に参加し、被害対策に関する総合的な助言を行う。
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護及び管理に関する業務を行う。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年11月15日に伊東市鳥獣被害対策実施隊を設置。伊東市職員で構成する。活動内容は、一般市民から対象獣による被害の通報を受け、現地を確認後、箱わなを設置し、見回り活動及び捕獲後の止め刺しを実施する。また、庭先に侵入する対象獣の防除について助言するほか、ニホンザルが出没した際は、必要に応じて追い払う活動等、鳥獣被害防止対策に関わることを行う。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

伊東市内における農作物の被害は継続して発生しており、南部地域（池、十足地区）の水田地帯や北部地域（宇佐美地区）の樹園地においては、農業従事者の高齢化が進んでいるが、担い手の確保に努めている。広域や広範囲で被害防止策（被害防護柵の設置、緩衝帯の整備）を講じる上で、集落、地域住民のみでの対策が困難な場合は、あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会が中心となり、地域の要望を把握し、あらゆる補助事業を活用した整備を行う。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたっては、県と連携で実施した「鳥獣被害集落アンケート調査」の結果を検討し、対策を実施する地区、対象獣種を選定したうえで実施する。

被害防止柵等の設置に関しては、伊東市及び熱海市の圏域を持つ、あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会が中心となり、各々の市と連携して整備を進めるとともに、県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を行う。

また、鳥獣被害対策の啓発を目的とした情報交換会、現地研修会を、伊東市及び熱海市の広域で開催していく。